2020 年 8 月 31 日
株式会社ＣＡＩＣＡ

株式会社フィスコ仮想通貨取引所に対する業務改善命令の報告終了に関するお知らせ

2020年ＣＡＩＣＡはIT金融企業に生まれ変わります。

当社の持分法関連会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループの子会社であり、暗号資産交換業を営む株式会社フィスコ仮想通貨取引所（本社：東京都港区、代表取締役：八木 隆二、以下、「FCCE」といいます。）は、2019年６月21日付で金融庁より資金決済に関する法律第63条の16の規定に基づき、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のため、業務の運営に必要な措置を講じるよう、業務改善命令を受けました。（2019年6月21日付「持分法適用関連会社に対する業務改善命令に関するお知らせ」にて公表）。FCCEは、2019年７月21日に業務改善計画の提出し、進捗・実施状況を継続的に報告してまいりましたが、この度、継続的な報告が終了となりましたので、お知らせいたします。

FCCEは、引き続き適正かつ確実な業務運営を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢の強化を図り、法令等遵守、システムリスク管理態勢を維持するとともに、更なるお客様の利便性向上にむけ、全社一丸となって取り組む所存です。

また、当社といたしましても、FCCE に対しお客様が安心して利用することができ、社会的に有用な暗号資産交換業者として、今後とも持続的に成長できるようサポートしてまいります。

本件による当期の連結業績に与える影響は軽微でありますが、今後開示すべき事項が発生した場合には 速やかにお知らせいたします。

以　上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社ＣＡＩＣＡ
info-02@caica.jp
TEL　03-5657-3000